

菊陽町貨物自動車運送事業者支援補助金 Q&A

【申請について】

Q 1. 支給対象者はどのような事業者ですか？

A 1. 菊陽町内に事業所又は営業所を有し、貨物自動車運送事業法の規定に基づき、九州運輸局から一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は、九州運輸局に貨物軽自動車運送事業経営届出を提出し、事業を営む中小企業者です。

Q 2. 中小企業者とはどのような事業者ですか？

A 2. 資本金の額または出資総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人のことをいいます。

Q 3. 対象車両の要件は何ですか？

A 3. 町内の事業所又は営業所が、貨物自動車運送事業に供する事業用自動車を対象としています。また、被牽引車、2輪車は対象外です。

Q 4. 申請期間はいつまでですか？

A 4. 令和7年4月14日（月）から令和7年5月16日（金）までです。郵送の場合は、令和7年5月16日（金）必着です。

Q 5. 営業所等が菊陽町内にあり、本社等が菊陽町外にある場合は、交付申請できますか？

A 5. 令和7年4月1日時点から継続して菊陽町内の営業所等に配置登録がある車が交付対象となります。

Q 6. 町外にも営業所がありますが、車の台数としてカウントして交付申請できますか？

A 6. 菊陽町内の営業所に配置登録されている車両台数による申請となります。

Q 7. 複数に分けて申請することは可能ですか？

A 7. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

【添付書類について】

Q 1. 許可証がない場合はどうすればいいですか？

A 1. 九州運輸局（熊本運輸支局）から証明いただいた証明願いを提出してください。

Q 2. 創業1年目未満で確定申告書の写しが提出できない場合はどうすればいいですか？

A 2. 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写しを提出してください。

Q 3. 履歴事項全部証明書の所在地が菊陽にない場合、菊陽町内で事業を営んでいると認められますか。

A 3. 法人の所在地（本店）が菊陽町外でも、町内に営業所等を有しており、自動車検査証の「使用の本拠の位置」に菊陽町と記載がある車両は補助の対象となります。

Q 4. 滞納のない証明書はどこで取得できますか。

A 4. 菊陽町役場町民課又は西部支所で取得してください。菊陽町からの課税がない事業者は提出の必要はありません。